

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年7月19日)

〔件 名〕

- 1 氷ノ山自然ふれあい館「響の森」開館20周年記念式典について
(緑豊かな自然課)・・・1
- 2 令和元年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草について
(緑豊かな自然課)・・・2
- 3 地域・通学路における子どもの安全対策について
(くらしの安心推進課)・・・3
- 4 ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用した消費生活相談の受付と
情報発信の開始について
(消費生活センター)・・・4
- 5 鳥取県高齢者居住安定確保計画(第二期)(案)に係るパブリックコメントの実施に
ついて
(住まいまちづくり課)・・・5
- 6 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正(案)に係るパブリック
コメントの実施について
(住まいまちづくり課)・・・6
- 7 鳥取県天神川流域下水道事業の公営企業会計への移行について
(水環境保全課)・・・7

生活環境部



氷ノ山自然ふれあい館「響の森」開館20周年記念式典について

令和元年7月19日
緑豊かな自然課

7月13日(土)に行った氷ノ山自然ふれあい館「響の森」の開館20周年記念式典の状況について報告する。

1 開館記念式典

- 日時：令和元年7月13日(土) 午前10時30分～11時
- 主催：一般財団法人鳥取県観光事業団(氷ノ山自然ふれあい館指定管理者)
- 出席者：鳥取県、若桜町、つくよね自治会、若桜町観光協会、一般財団法人若桜町観光開発事業団、氷ノ山観光業者組合、水本俊也さん(写真家)、わかさこども園園児ほか約130名
- 主要内容：オープニング(わかさ氷ノ山樹氷太鼓)、挨拶、来賓祝辞、お祝いの歌(わかさこども園)、くす玉わり



オープニング(わかさ氷ノ山樹氷太鼓)



園児とともにくす玉わり

2 関連催事

- (1) 響の森20周年記念講演(スライドトーク)
 - 日時：令和元年7月13日(土) 午前11時～
 - 会場：氷ノ山自然ふれあい館 イーグルスカイシアター
 - 演題：「南極から見た、この地球(ほし)の未来」
 - 講師：水本俊也さん(写真家)
 - 参加者：55名



水本俊也さんの講演

※併せて以下の期間「水本俊也写真展」を開催している。

期間：令和元年7月13日(土)～8月25日(日)

会場：氷ノ山自然ふれあい館 イヌワシホール

- (2) カメラワークショップ

- 日時：令和元年7月13日(土) 午後1時30分～午後4時
- 場所：氷ノ山自然ふれあい館内及び敷地周辺
- 内容：「20年目の氷ノ山自然ふれあいの里」デジタルカメラで写そう
※参加者が撮影した写真は秋に展示を行う予定
- 参加者：13名

3 氷ノ山自然ふれあい館のこれまでの主な状況

- ・平成11年7月…開館
- ・平成16年4月…無料施設へ転換
- ・平成18年4月…指定管理者制度導入
- ・平成26年7月…リニューアル工事着手
- ・平成27年4月…リニューアルオープン

※リニューアル後の自然体験プログラム参加者数は毎年2万人以上を維持している。(リニューアル前は年1万4千人前後)

令和元年度鳥取砂丘夏季ボランティア除草について

令和元年7月19日
緑豊かな自然課

鳥取砂丘未来会議（旧 鳥取砂丘再生会議）では、平成16年度から県民の皆様と一緒に
なって美しい鳥取砂丘を維持・保全するため、ボランティア除草に取り組んでいるところ
であるが、今年度の夏季ボランティア除草を開始したので、その概要を報告する。

1 除草期間

7月13日（土）～9月8日（日）の土・日曜日 早朝6時～8時の2時間程度
（但し、8月10日（土）、11日（日）は中断）

2 除草開始式

初日の7月13日（土）には、鳥取市長も参加して開始式を開催し、あわせて、
過去に顕著な除草参加実績を有する団体に感謝状を贈呈した。

【感謝状贈呈の基準】

以下の①又は②のいずれかを満たす団体

①同一年度内に延べ200人以上が参加

②過去3カ年度において継続参加し、延べ100人以上が参加

【感謝状贈呈団体】

- ・連合鳥取東部地域協議会
- ・大阪明星学園明星中学校（開始式は欠席）

3 ボランティア除草活動の実績

（単位：人）

年度	参加者数	うち観光客 除草体験	年度	参加者数	うち観光客 除草体験
H30（※）	4,236	939	H22	5,599	985
H29	8,255	4,162	H21	4,349	200
H28	7,635	4,112	H20	3,309	
H27	7,264	3,553	H19	3,207	
H26	6,673	2,605	H18	2,117	
H25	4,758	1,880	H17	904	
H24	5,654	1,850	H16	371	
H23	5,909	2,100	累 計	70,240	22,386

（※）参加者数が対前年度比で減となった理由は、台風により2回中止したほか、猛暑の
ため観光客による除草実施を控えたため。

・平成20年度までは夏季ボランティア除草が中心であったが、平成21年度以降は夏
季ボランティア除草に加え、通年で団体によるボランティア除草を受入れ、また、土日
を中心とした観光客の除草体験を実施している。平成26年度からは夕方除草を行って
いる。

<参考>鳥取砂丘未来会議の概要

(1) 目的

鳥取砂丘の保全再生と適切な利用に向けて、様々な人々の協働による取組を推
進し、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂
丘及びその周辺地域の活性化に資する。

(2) 事業

ア 鳥取砂丘の保全再生の取組の促進及び除草作業等必要な事業の実施

イ 鳥取砂丘の適切な利活用の促進及び鳥取砂丘の魅力を情報発信するイベ
ントの推進

(3) 構成

会 長：松原 雄平（鳥取大学名誉教授）

構 成：地元関係団体、民間事業所、環境省等の関係機関など

(4) 経費負担

県1/2、鳥取市1/2

地域・通学路における子どもの安全対策について

令和元年7月19日
くらしの安心推進課

本年5月、川崎市において、登校中の児童等が殺傷された大変痛ましい事件が発生したことを踏まえ、子どもの安全確保、被害防止の取組をさらに進めるため、防犯リーダー研修会を開催する。

併せて、子どもの安全確保、見守り活動に関する課題等を把握するため、アンケート調査を実施し、より効果的な被害防止策、安全対策を進めていく。

1 鳥取県防犯リーダー研修会

地域や通学路の安全を守る取組を促進し、犯罪のないまちづくりを推進するため、通学路見守りボランティア等を対象に、防犯対策の向上を目的とした研修会を開催する。

(1) 開催日時等

開催日	時間	会場
令和元年8月3日(土)	9:10～11:30	西部総合事務所講堂(米子市糺町一丁目160)
	14:10～16:30	県立図書館大研修室(鳥取市尚徳町101)

(2) 参加者

県内の通学路見守りボランティア、防犯ボランティア団体のメンバー、市町村職員等防犯関係者、学校関係者 約200名(各会場100名程度)

(3) 研修内容

講演1	演題：「見守りが育む安全と安心～見守りのコツ、防犯指導のコツ～」 危険を察知する方法や身を守る方法などの指導 講師：うさぎのママのパトロール教室主宰・安全インストラクター 武田 信彦 氏 <プロフィール> 「地域防犯における一般市民の役割」について専門的に取り組み、「一般市民ができる防犯」を広めるために「うさぎママのパトロール教室」を開設し、全国各地で多数の講演等を通じて、安全やパトロール、身を守るコツを伝えている。
講演2	演題：「子どもの安全対策」 110番通報や不審者への対処・逃げ方の指導 講師：鳥取県警察 職員

2 地域・通学路の見守りボランティアに関するアンケート調査

地域、通学路におけるより効果的な被害防止策、安全対策を検討するため、アンケート調査を実施している。

(1) 期間

令和元年7月12日(金)～7月19日(金)

(2) 調査対象

通学路の見守り活動を行っている学校支援ボランティア・防犯ボランティア

(3) 調査内容

ア ボランティア活動の現状

年齢、活動組織、内容、日数、不審者情報の入手方法、他団体等との連携状況

イ 子どもの安全確保、見守り活動に関する課題

不安を感じる場所、見守り活動の課題、活動中危険・危害等を感じた経験

ウ 子どもの安全確保、見守り活動に関する要望

見守り活動を行う上での必要な取組、活動用品の貸出・支給の希望、情報入手方法の希望、他団体との連携強化の希望

(4) 今後の予定

・アンケート調査結果を県ホームページ(とりネット)で公表(8月上旬)

・アンケート調査の結果を踏まえ、より効果的な被害防止策、安全対策を9月補正で検討

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した消費生活相談の受付と情報発信の開始について

令和元年7月19日
消費生活センター

平成31年2月議会で趣旨採択された陳情に対応するとともに、令和4年の成年年齢引き下げに向けた若年層への消費者教育・啓発を推進するため、新たにSNSを活用した消費生活相談の受付と情報発信を開始したので、その概要を報告する。

【平成31年2月議会において趣旨採択された陳情】

「消費生活相談についてSNSを活用した相談方法の充実・強化を検討すること」
(採択理由)

多様化している消費者トラブルにおいて、具体的な相談内容は、SNSを活用した相談では、経緯や状況などの十分な把握ができず、相談者への確かな助言等ができない懸念があることや即時性を持たせた対応は難しい。

しかしながら、県民が相談しやすい環境を作ることは必要であり、電子メールと同様にSNSを活用した相談受付のみを行うことは可能である。

1 活用するサービス

LINE (ライン)

※「平成29年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」(総務省)によると、国内における主なソーシャルメディア系サービス・アプリ等の利用率は、LINEが最も高く(75.8%)、幅広い年代での活用がうかがえる。(Facebook及びTwitterは、約30%が利用。)

2 相談の受付

LINEで友だち登録及び相談・問い合わせがあった場合に自動応答により受付し、連絡先(各消費生活相談室の電話窓口、電子メール相談受付フォーム)を案内する。

3 情報発信

(1) 発信内容

- ・消費生活トラブルに関する情報(注意喚起、トラブル発生時の相談窓口への誘導、法律相談会の案内等)
- ・消費者教育に関する情報(消費生活センターが実施する講座等)

(2) 発信頻度

- ア 定期配信：月2回程度(概ね毎月15日、30日)
- イ 臨時配信：県内で特殊詐欺事件が多発するなど注意喚起が必要な場合

4 開始日

令和元年7月16日(火)

5 周知方法(予定)

- ・県消費生活センターホームページ、定期広報及び広告物への掲載
- ・広報チラシ及びカードの配布
- ・県・市町村の教育委員会を通じた各学校への情報提供や
県内高等教育機関で実施する講座等での周知

6 登録方法(以下の2通り)

- ・LINEアプリを起動し、「アカウント名」で「鳥取県消費生活センター」を検索し、「友だち追加」ボタンを押す。
- ・下記QRコードを読み取り、「友だち追加」する。



LINE公式アカウント
鳥取県消費生活センター

【参考イメージ】LINE公式アカウント 友だち登録者に送信される画面

docomo 4G 17:38
< 1. 鳥取県消費生活センター



鳥取県消費生活センターです。友だち追加ありがとうございます 😊

通知が多いと感じた場合は、この画面上の[V]メニューにある[通知オフ]ボタンをタップしてください



消費生活トラブルに関するご相談は、お近くの消費生活相談室までお電話をお願いします。

*東部消費生活相談室(鳥取県庁第2庁舎)0857-26-7605(平日8:30~17:00)

*中部消費生活相談室(倉吉交流プラザ)0858-22-3000(火~金9:00~17:30)

*西部消費生活相談室(米

鳥取県高齢者居住安定確保計画(第二期)(案)に係るパブリックコメントの実施について

令和元年7月19日
住まいまちづくり課

鳥取県高齢者居住安定確保計画は、住宅部局と福祉部局が連携し、高齢者向けの住まいに関する供給目標量及び関連施策を定めているもので、平成25年度に策定した第一期計画を第二期計画(令和元年～5年度)として改定するにあたり、パブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和元年7月23日(火)から8月12日(月)まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メールまたは県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 計画改定の概要

(1) 計画期間

令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)

(2) 主な改定内容

ア サービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」)の供給目標量

2025年度時点の高齢者人口の推計値から、サ高住の供給目標量を算出し、これをもとに計画期間の供給目標量を設定する。

(単位：戸)

区分	一期計画(現行)			二期計画(改定)	
	平成23年度 (2011年度)	平成26年度 (2014年度)	平成29年度 (2017年度)	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)
目標	-	1,400	2,050	1,860	2,120
実績	297	1,344	1,605	-	-

イ サ高住の県登録基準の追加(事業者による介護サービスの囲い込み防止)

サ高住の運営事業者が自ら運営する介護サービス事業に入居者を囲い込むことにより、入居者がサービスを自由に選択できないなどの不利益を被る恐れがあるため、サ高住の登録基準に県独自基準として「入居者が介護サービス事業所を選択・利用する自由を確保し特定の事業所に限定しないこと」(囲い込み防止)を追加する。

ウ サ高住への立入検査

サ高住における不適切な運営によるトラブル、入居者の不利益を未然に防止するため、定期的(5年毎)に立入検査を実施することを追加する。(現行計画ではトラブル発生時に必要に応じて立入検査を実施する。)

エ 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの充実

「新たな住宅セーフティネット制度」による住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅への登録及び登録住宅への家賃助成等による入居支援を促進することを追加する。

オ 公営住宅での取組

高齢者世帯が増加する県営住宅において、空き住戸を活用し、高齢者の見守り、生活支援サービスなどを提供する高齢者支援施設の設置を検討することを追加する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和元年8月下旬 パブリックコメント実施結果を県ホームページで公表、常任委員会に報告

// 9月上旬 改定計画を県ホームページで公表

令和元年7月19日
住まいまちづくり課

民法の一部改正により、個人根保証契約には保証人が保証する極度額の設定が必要となるとともに、今後身寄りのない高齢者の増加により、県営住宅の入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されるため、保証人制度の見直しを内容とする鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正を検討しており、当該改正案について、パブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和元年7月23日（火）から8月12日（月）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メールまたは県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 保証人制度見直しの背景

(1) 民法の一部改正（令和2年4月施行）

改正民法施行後は新たな賃貸借契約において保証人を求める場合、保証人が保証する極度額の設定が必要となった。

(2) 国土交通省による公営住宅管理標準条例案の改定（平成30年3月）

国は、保証人の確保が入居の支障とならないよう公営住宅管理標準条例案から保証人に関する規定を削除し、保証人を求める場合は、家賃債務保証会社の活用による入居の円滑化も必要とした。

3 現行の保証人制度

- ・県営住宅の入居決定者は、入居に際し、連帯保証人1名を要する。（条例第9条第1項関係）
- ・65歳以上の高齢者、身体障がい者、DV被害者等は連帯保証人を免除することができる。（条例第9条第2項、施行規則第6条第2項関係）

4 保証人制度見直し案の概要

(1) 保証人制度の維持

・連帯保証人は家賃等の債務保証のほか、滞納の抑止、入居者の支援・連絡などの役割を果たしていることから、連帯保証人1名による保証を入居の要件とする現行制度は維持する。

※65歳以上の高齢者、身体障がい者、DV被害者等は連帯保証人を免除する現行規定も継続。

(2) 保証人の極度額の設定

・連帯保証人が保証する極度額を入居時の契約家賃6か月分に設定する。

※現行制度では、家賃滞納3か月目に明け渡し請求を行い、明け渡し請求から退去まで概ね3か月を要するため、6か月分の滞納額の債務保証を想定している。

(3) 保証人を確保できない入居決定者の取扱い

・連帯保証人の確保ができない入居決定者には、家賃債務保証会社による債務保証を認める。

・家賃債務保証契約を引き受けてもらえない入居決定者は、連帯保証人を免除する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和元年8月中旬 パブリックコメント実施結果を県ホームページで公表、常任委員会に報告

〃 9月中旬 県議会に条例改正を付議

令和2年4月1日 改正条例施行

鳥取県天神川流域下水道事業の公営企業会計への移行について

令和元年7月19日
水環境保全課

現在、鳥取県特別会計条例に基づき「特別会計」で運営している天神川流域下水道は、令和2年度から地方公営企業法に基づく「公営企業会計」に移行する予定であり、その概要を報告する。

◇天神川流域下水道事業の概要

天神川及び東郷池の流域を処理区域とする下水道法に基づく流域下水道(実施主体 鳥取県)
・処理区域 4市町(倉吉市・湯梨浜町・三朝町・北栄町)、処理人口57,110名
・施設設備 浄化センター、幹線管渠の総延長 28,577m(H30年度末)
・供用開始 昭和59年1月
・運営委託 公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
・運営財源 維持管理費は市町負担金、建設改良費は国庫補助金と市町負担金と県地方債

1 背景

○平成27年1月 総務大臣から「公営企業会計の適用の推進について」要請

平成27年度から令和元年度までを集中取組期間とし、都道府県及び3万人以上の市区町村等は公共下水道、流域下水道を公営企業会計へ移行すること。(3万人未満の市町村も令和4年度までに移行すること。)

【公営企業会計への移行が必要な理由】

- ・将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要である。
- ・令和2年度以降、公営企業会計の適用が社会資本整備総合交付金の採択要件となる。

2 概要

(1) 公営企業会計の導入

地方公営企業法を一部適用し、企業局及び病院局に準じた予算、決算等を行う。

(財務規定等を適用するが、管理者は知事で、組織・職員の身分は変わらない。)

(2) 「鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例」の新設

地方公営企業法に基づく下水道の「事業」の設置及び財務規定等の適用等を新条例で規定し、現在下水道施設の設置・管理・構造基準等について規定している「天神川流域下水道条例」は廃止する。

◇新規要素

- ・重要な資産の取得及び処分 ⇒ 7,000万円以上または20,000㎡(地方公営企業法施行令に基づくもの)
- ・議会の同意を要する賠償責任の免除 ⇒ 10万円以上(職員の過失による事故等)
- ・議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等 ⇒ 10万円以上(県負担を伴う施設整備等を想定)
- ・業務状況説明書類の提出 ⇒ 上期(4/1~9/30)を11/30まで、下期(10/1~3/31)を5/31までに公表

3 全国及び県内各市町村の状況

- ・47都道府県のうち、42都道府県において流域下水道事業を実施しており、令和元年度までに14都道府県が公営企業会計に移行、令和2年4月に28道県が移行予定である。
- ・県内各市町村の公共下水道事業では、これまでに鳥取市・米子市・北栄町・江府町が公営企業会計に移行、令和元年度中に倉吉市・境港市・日吉津村・伯耆町が移行予定である。

